

会計基準アドバイザー・フォーラム会議

概念フレームワーク

2015 年 3 月

会計基準の設定における 「企業の事業活動の性質」の役割

企業会計基準委員会

要 約

1. 本ペーパーは、ASAF の 2015 年 3 月会議での議論を促進するため、「測定基礎の識別、記述及び分類」と題したペーパーと併せて、IASB による「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」）の見直す作業に対する ASBJ の予備的見解を提供するために作成されたものである。
2. 「概念フレームワーク」の改訂に関する公開草案に向けた再審議プロセスにおいて、IASB は、公開草案は、企業の事業活動の性質が基準設定にどのように影響を与えるのかに関する単一の包括的な記述を示すべきではないと暫定的に決定した。
3. ASBJ は、企業の事業活動の性質は会計基準設定のさまざまな側面に重大な影響を与えると考えており、したがって、基準設定プロセス全体を通じて首尾一貫して適用すべき包括的な記述を「概念フレームワーク」において示すべきであると考えている。
4. 過去に ASAF 会議に提出された提案を踏まえ、ASBJ は、以下の事項を「概念フレームワーク」において明確化すべきであると考えている。
 - (a) 企業が行う事業活動のうち会計基準設定の目的上の目的適合性がある活動の性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。
 - (i) **企業が行う事業活動の性質を各区分にどのように分類すべきか**
 - (ii) **それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述すべきか**
 - (b) **企業の事業活動の性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか**
5. 企業の事業活動の性質を分類し記述する方法に関して、本ペーパーでは「概念フレームワーク」が以下の原則を明確化することを提案している。
 - (a) 資産（又は資産グループ）については、企業が当該資産（又は資産グループ）を売却する実質的な能力を有していることを前提として、**資産（又は資産グループ）が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。
 - (b) 負債については、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎は、

以下のように決定すべきである。

- (i) 負債が資産又は資産グループと組み合わせて管理されている場合には、企業が当該資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有していることを前提として、**負債が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている資産又は資産グループの資金調達に対応している場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。
- (ii) 負債が対応する資産又は資産グループと組み合わせて管理されていない場合には、企業が当該負債を移転する実質的な能力を有していることを前提として、**負債を第三者に移転することによって正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として負債が保有されているという例外的な状況において**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。

6. 本ペーパーは、以下を明確化することも提案している。

- (a) 企業が行う事業活動の性質は、下記の決定に大きな影響を与える。
 - (i) 測定基礎を決定する際に資産ないしは負債をグルーピングするかどうか、その場合、どのように行うのか。
 - (ii) 企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎
- (b) 上述の決定は、「純損益」及び OCI（企業の財務業績の報告の観点からの測定基礎が、企業の財政状態の報告の観点からの測定基礎とは異なる場合）の決定及び必要と考えられる開示の性質に波及的な影響を及ぼす。

7. ASBJ は、企業の事業活動の性質を適切に区分・記述し、会計基準の開発に与える影響を「概念フレームワーク」において説明することが、IFRS の会計処理の要求事項の首尾一貫性を高め、それにより、国際的に認められる高品質な財務報告基準のセットの開発に貢献することを期待している。

I. 序 文

1. 本ペーパーは、2015 年 3 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) での議論を促進するため、「測定基礎の識別、記述及び分類」と題したペーパーと併せて、「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」)を見直す IASB の作業に対する ASBJ の予備的見解を提供するために作成されたものである。
2. 「概念フレームワーク」を見直すプロジェクトに関する IASB の議論を踏まえ、本ペーパーでは、「企業が行う事業活動の性質」という概念が財務報告基準の開発において果たす役割を検討している。
3. 本ペーパーに記載している見解は ASBJ の予備的見解であり、将来の審議において変更される可能性がある。

II. 背 景

IASB の DP

4. IASB は、「アジェンダ協議 2011」に対して寄せられたコメントに対応して、「概念フレームワーク」を見直すプロジェクトに着手した。2013 年 7 月に、IASB は、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下「IASB の DP」)を公表した。その中で IASB は、財務報告における事業モデル概念の使用に関して関係者の見解を求めた。
5. IASB の DP では、「事業モデル」の概念を定義することは提案されていなかった。その代わりに、IASB が特定の基準を開発又は改訂する際に「**企業がどのように事業活動を行うのか**」を IASB が考慮すれば、財務諸表の目的適合性を高めることができるという IASB の予備的見解が述べられていた。

過去の ASAF 会議での議論

6. IASB の DP の公表前及び公表後に、「事業モデル」の概念も含め、「企業が行う事業活動の性質」又はこれと類似の概念に関していくつかの提案が ASAF メンバーから示された。これらの概念の区分及び記述を提案したペーパーの一覧を、以下に要約している(これらのペーパーにおける関連する記述を、本ペーパーの付録に要約している)。
 - (a) EFRAG が、フランス ANC 及び英国 FRC と共同で 2013 年 12 月に公表した「財務諸表における事業モデルの役割」と題したリサーチ・ペーパー(以下「EFRAG のペーパー」)

- (b) 2013 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議での議論のために提出された「純損益／その他の包括利益及び測定」と題した ASBJ のペーパー (以下「ASBJ のペーパー」)
- (c) FASB 理事の Thomas J. Linsmeier 博士が執筆し、2014 年 3 月の ASAF 会議での議論のために提出された「財務業績計算書での表示の改訂モデル：測定に対して生じる可能性のある含意」と題したペーパー (以下「Linsmeier 博士のペーパー」)
- (d) 英国 FRC の Roger Marshall 氏と Andrew Lennard 氏が執筆し、2014 年 6 月の ASAF 会議での議論のために提出された「収益と費用の報告及び測定基礎の選択」と題したペーパー (以下「FRC のペーパー」)¹

IASB の暫定決定

- 7. 2014 年 3 月以降、IASB は、公開草案 (ED) の公表を目指して「概念フレームワーク」の見直しに関する再審議を継続している。2014 年 7 月の会議で、IASB は、DP で述べていた提案 (すなわち、「事業モデル」という用語を「概念フレームワーク」において定義・使用することはしない) を確認することを暫定的に決定した。代わりに、以下の事項を決定した。
 - (a) **ED は、企業の事業活動の性質がどのように基準設定に影響を与えるのかに関する単一の包括的な記述を示すべきではない。**
 - (b) **ED は、影響を受ける各領域について、企業の事業活動の性質の考慮がどのように基準設定に影響を与えるのかを記述すべきである。**
 - (c) **企業の事業活動の性質は、以下に影響を与える可能性が高い。**
 - (i) 測定
 - (ii) 会計単位
 - (iii) 純損益とその他の包括利益 (OCI) との区別
 - (iv) 表示及び開示
- 8. 同じ会議の中で、測定に関する議論の一部として、IASB は以下の事項を暫定的に決定した。
 - (a) **資産又は負債の測定基礎を選択する際に考慮すべき要因には、次のものを含めるべきである。**

¹ 以後の各項において、「4 つのペーパー」という語句は、EFRAG のペーパー、ASBJ のペーパー、Linsmeier 博士のペーパー、FRC のペーパーを指す。

- (i) 資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するか。これは、**行っている事業活動の性質**に部分的に依存する。
- (ii) 資産又は負債の特徴（例えば、当該項目のキャッシュ・フローの変動可能性の性質又は程度、当該項目の価値の市場要因変動への感応度又は当該項目に固有の他のリスク）
- (b) 測定基礎を選択する際に考慮すべき要因のそれぞれの相対的な重要度は、事実及び状況によって決まる。
- (c) 財政状態計算書についてある測定基礎を使用し、純損益の計算書について異なる測定基礎を使用することが適切な場合がある（そうしたアプローチの方が、**行っている事業活動の性質**をより適切に反映する場合）。

III. 「企業が行う事業活動の性質」という概念を明確化することの必要性

9. 本ペーパーの第7項で説明したとおり、IASBは、EDは企業の事業活動の性質がどのように基準設定に影響を与えるのかに関する単一の包括的な記述を示すべきではないと暫定的に決定した。しかし、ASBJは、企業の事業活動の性質がどのように基準設定に影響を与えるのかに関する単一の包括的な記述を示すことは極めて重要であると考えている。その理由を以下の各項で説明する。

概念フレームワークの他の部分との関係

10. 「概念フレームワーク」は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を利用者が必要としていることを前提としている²。また、報告企業の財務業績に関する情報が、企業が自らの経済的資源に対して生み出したリターンを利用者が理解するのに役立つこと、並びに、報告企業の過去の財務業績及び経営者がどのように責任を果たしたかに関する情報が通常、企業の経済的資源に対する企業の将来のリターンを予測するのに役立つということも前提としている³。
11. 利用者が企業の過去の財務業績を適切に評価するためには、ASBJは、企業が行う事業モデルの性質を適切に識別することが極めて重要であると考えている。これは、企業の財務業績について何を報告すべきなのか（資産及び負債の変動の中のどの要素を純損益に含めるべきなのかを含む）は、企業が行う事業活動の性質に応じて著しく異なるからである。特に、当期中の資産又は負債の価格変動の影響を純損益に反映すべきかどうか（言い換えると、企業の財務業績を報告するための測定基礎を各期末に更新

² 「概念フレームワーク」のOB3項参照。

³ 「概念フレームワーク」のOB16項参照。

すべきかどうか) についてである。

12. IASB の暫定決定と同様に、ASBJ は、純損益は主要業績指標として広く認識されていると考えているほか、市場リスクから生じる価格変動は業績に影響を与える最も重大な要因であることが多いと考えている。したがって、ASBJ は、企業が行う事業活動の異なる性質を適切に区別することは、非常に有用であるか又は必要でさえあると考えている。

ASAF メンバーから提出されたペーパーとの整合性

13. 具体的な提案はいくつかの点で（「事業モデル」という用語を明示的に使用しているかどうかを含めて）異なるが、本ペーパーの第 4 項から第 6 項で説明したペーパーのすべて（すなわち、IASB の DP、EFRAG のペーパー、ASBJ のペーパー、Linsmeier 博士のペーパー、FRC のペーパー）及び IASB の最近の暫定決定は、企業が行う事業活動の性質を考慮することの重要性を強調していたようである。但し、EFRAG のペーパーは、企業が行う事業活動の性質を識別する方法に関して、さまざまな見解があることを指摘していた（本ペーパーの付録の第 44 項参照）。さらに、「事業モデル」の概念の記述方法を説明している多くの学術文献があるが⁴、それは異なる方法で行われている。したがって、「概念フレームワーク」が当該概念について十分に明瞭でない場合、企業が行う事業活動の性質の識別方法に関する適用が不統一となるリスクは多大となるであろう。

概念フレームワークにおいて、当該概念の一層の明確化が必要な領域

14. したがって、ASBJ は、「概念フレームワーク」が以下の事項を明確化することを提案する。

<u>「概念フレームワーク」において「企業が行う事業活動」という概念の一層の明確化が必要な領域</u>
--

- | |
|---|
| <p>(a) 企業が行う事業活動のうち会計基準設定の目的上の目的適合性があるものの性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。</p> <p>(i) 企業の事業活動の性質を各区分にどのように分類すべきか。</p> <p>(ii) それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述すべきか。</p> <p>(b) 企業の事業活動の性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか。</p> |
|---|

⁴ 例えば、Google Scholar では「事業モデル」という用語について 2,640,000 件の検索結果が出る。

IV. 企業の事業活動の異なる性質の分類と記述

企業が行う事業活動の異なる性質を識別する際の一般原則

15. ASBJ は、原則として、資産又は負債が、市場における価格変動を通じて企業が正味の収入を得ることを目的としている事業活動の一部として保有され、企業が資産を売却するか又は負債を移転する実質的な能力を有する場合には、価格変動を純損益に反映すべきと考えている。こうした状況では、価格変動の影響は、企業の当初の予測を参照した当期中に企業が行っている事業活動の成果と考えられる。その他の状況では、ASBJ は、市場における価格変動の影響は、企業の財務業績の評価には関連性がないと考えている。価格変動はそれ自体において、企業が行っている事業活動の想定されている成果ではないからである。
16. この分類は、企業評価モデルと整合的であると言われる。例えば、「財務活動」については帳簿価額が市場価値と等しいが、「営業活動」についてはその価値は異なる可能性がある」と説明し、こうした分類が重要である旨に言及している学術文献がある。この論文は、「財務活動」（これは比較的完全な市場がある資産及び負債があることを前提とする）及び「営業活動」に関する企業の市場価値と会計データとの関係をモデル化したものである。財務活動に関して、当該論文では、帳簿価額と市場価値がこれらの資産及び負債について一致するような会計上の測定を概念化することができると述べられていた。これと対照的に、当該論文では、未認識ののれんがあるため、営業活動により稼得された利益の測定にあたっては、企業の評価モデルにおいて参照するために、発生ベースとするように調整したキャッシュ・フローに焦点が当てられると説明していた⁵。
17. また、資産又は負債の目的適合性のある測定基礎と、企業が行う事業活動の性質との間でのこの関係性は、さまざまな方法で説明されている。例えば、Accounting and Business Research, *Financial reporting quality: is fair value a plus or a minus?*⁶ では、以下のように述べている。

公正価値会計は、投資ファンド（株主は純資産価値でファンドへの出入を取引する）では、評価と受託責任の両方について、うまく機能している。このケースは、**株主への出口価格と公正価値との間に一对一の関係が保たれる状況においては有用である。しかし、その価値が市場価格の変動ではなく事業計画の遂行に由来する純資産を企業が保有している場合には、出口価格が活発な市場において観察される場合であっても、**

⁵ 例えば、以下を参照。Gerald A. Feltham and James A. Ohlson, *Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activities* (Contemporary Accounting Research: Spring 1995).

⁶ Stephen H. Penman (2007) Financial reporting quality: is fair value a plus or a minus?, Accounting and Business Research, 37:sup1, 33-44, DOI

その一対一の状態は崩れる。資産及び負債のマッチングの問題は、さらに問題を悪化させる。実際の価格が観察されない場合には、見積られる公正価値のマイナス面を覆い、そのマイナス面は増大する。[強調は ASBJ が追加]

18. ASBJ の理解では、いくつかの相違はあるものの、この分類は ASAF メンバーが提出したペーパー（本ペーパーの第 6 項参照）とおおむね整合的でもある。要約した比較を以下のように示すことができる。

- (a) EFRAG のペーパーは、企業の事業モデル（又は行っている事業活動）の区分に言及していなかった。しかし、当該ペーパーでは、どのように価値が追加されてキャッシュ・フローが生成されるのかが、事業モデルを識別するための鍵であると説明し、どのようにインプットが使用されるのか（すなわち、インプットが、製造工程で消費されるのか、それとも変換されずに売却されるのか）を含めて、属性を識別していた。
- (b) ASBJ のペーパーは、企業が行う事業活動のさまざまな種類を明示的に識別していなかった。しかし、当該ペーパーでは、市場で売却できるトレーディング目的で保有されている投資と他の投資との間に明らかに相違があると説明していた。
- (c) Linsmeier 博士のペーパーは、以下の区分に基づいて、企業が行う事業活動の性質を異なるクラスに区分することができると述べていた。その区分とは、(i) 事業への価値創出のために資産が他の資産と組み合わせて使用されるのかどうか、当該資産が単独で使用されている場合には、当該資産の置き換えが困難で企業がそれなしには事業から撤退することになるのかどうか、及び (ii) 資産を移転できる市場が存在するのかどうか、であった。
- (d) FRC のペーパーは、企業の事業モデル（又は企業が行う事業活動の性質）は、「付加価値」事業と「価格変動」事業（本ペーパーの付録の第 51 項に記載）に区分できると説明していた。

19. さらに、ASBJ は、4 つのペーパーが共通して、「企業が行う事業活動の性質」の考慮は、どのような場合に純損益（又は代替的な業績指標）を認識するのに関する会計基準設定主体の決定及び企業の財務業績を報告する目的上の目的適合性のある測定基礎の決定に影響を与えるであろうとしていることを発見した。4 つのペーパーにおける関連性のある記述については、それぞれ、以下のように要約できる。

- (a) EFRAG のペーパーは、認識、測定、表示及び開示は事業モデルの概念によって影響を受けるであろうと述べていた。

- (b) ASBJ のペーパーは、企業の事業活動の性質は、どのような場合に純損益を認識するかの決定において目的適合性があると述べていた。
- (c) Linsmeier 博士のペーパーは、企業の事業活動の性質は、未実現利得又は損失を認識すべきかどうかの決定において目的適合性があると述べていた。
- (d) FRC のペーパーは、企業の事業モデルは業績の報告にとって目的適合性があると説明していた。

資産についての原則

20. 本ペーパーの第 15 項から第 19 項で説明している事項を踏まえ、ASBJ は、資産について次の原則を提案する。

資産についての原則

企業が**当該資産（又は資産グループ）を売却する実質的な能力を有していること**を前提として、**資産（又は資産グループ）が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、企業の**財務業績**の報告の観点から目的適合性のある資産又は資産グループの測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない⁷。

21. この原則は、以下の表のように視覚的に示すことができる。

表 1: 企業の財務業績の報告のための資産又は資産グループの測定基礎と企業が行う事業活動の性質との関係

企業の事業活動の性質 売却する実質的な能力	資産（又は資産グループ） の価格変動からの正味の 収入を得ることを目的と する事業活動	他の種類の事業活動（将来 キャッシュ・インフローを 生み出すためのインプット としての資産又は資産グル ープを含む）

⁷ 会計基準設定の限界により会計上のミスマッチが生じる場合がある。こうした状況においては当該原則への例外が適用されるかもしれない。

企業は資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有している	(区分-I) 現在市場測定値 ⁸ 資産又は資産グループの価格変動（すなわち、未実現利得又は損失）を純損益に認識すべきである	(区分-II) その他の測定値 ⁹ 資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない
企業は資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有していない	(区分-III) その他の測定値 資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない	(区分-IV) その他の測定値 資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない

企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すための資産又は資産グループの使用

22. ASBJ は、資産（又は資産グループ）が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されているのかどうかは、資産（又は資産グループ）が企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すために使用されると見込まれる方法を区別する意図であることに留意している。特に、この要件は、資産又は資産グループを、企業が直ちに売却することによって将来キャッシュ・フローを生み出すことを目的としている区分か又は他の区分（企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すための付加価値活動¹⁰の中でインプットとして企業がそれらを使用する場合など）に分類している。
23. ASBJ は、資産（又は資産グループ）自体の形態は、その使用方法についての決定要因ではないと考えている。例えば、多くの金融資産は、付加価値活動を経ずに市場で価格変動からの収入との交換で売却される可能性があるが、それは、すべての金融資産を表1の区分-I又は区分-IIIのいずれかに分類すべきであることを意味しない。これは、金融資産はアウトプットを創出するためのインプットとして集合的に使用される状況があるからである。これには、企業の株式に対する投資が、投資先との事業提携を構築する（当該投資の想定されている成果は、当該投資そのものの価格変動ではなく事業提携という状況の中での事業運営からの収入である）ためのプロセスの一部として

⁸ 「現在市場測定値」という用語は、公正価値、売却費用控除後の公正価値等、公正価値を基礎とした測定値を意味する。この用語については、「測定基礎の識別、記述及び分類」と題したASBJの別のペーパーの第41項で説明している。

⁹ 「その他の測定値」という用語は、現在市場測定値に分類されるもの以外の測定基礎を意味する。

¹⁰ 本ペーパーにおいて、「価値付加活動」という用語は、企業がインプット（資産又は負債）をインプット自体の市場価値を超えた相乗的な使用を通じて将来キャッシュ・フローを生成しようとする活動を指す。

保有される場合が含まれる。ASBJ は、この状況における金融資産は、表 1 の区分-II 又は区分-IV のいずれかに分類される可能性があると考えている。

24. さらに、この区分は、乱用のリスクについて批判されることがある「経営者の意図」に基づく区別とは異なると考えることができるかもしれない。資産又は資産グループの使用方法に基づいた区分は、企業の事業活動の文脈において判断されるべきものであり、資産又は資産グループの現在の使用がその主張を裏付ける合理的な証拠を提供する。例えば、製造工程の一部として機械を使用していることは、それがインプットとして使用されるであろうという強力な証拠を提供する。しかし、たとえ資産が企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すためのインプットとして保有されている場合でも、そうでないと考えられる可能性がある（例えば、売却計画がある場合）という点で、この推定は反証される可能性がある。
25. ASBJ は、資産（又は資産グループ）が、価格変動からの収入を得ることを目的とする企業の事業活動において保有されるのかどうかに関しては、必ずしも明白でないことにも留意している。多くの状況において、企業は、資産（又は資産グループ）を企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すためのインプットとして使用するかもしれない事業活動において保有すると同時に、周囲の環境の有利な変化又は不利な変化を考慮に入れることによって当該資産（又は資産グループ）を売却するかもしれないと考えている。こうした状況では、ASBJ は、企業の財務業績の報告の観点からの測定は期末に更新すべきでなく、価格変動の影響を純損益に認識することはしないと一般的に考えている。価格変動自体は、企業が行っている事業活動の想定されている成果ではないため、当該資産に対して生み出したリターンを反映しないからである。

資産又は資産グループを売却する実質的な能力

26. 企業が資産（又は資産グループ）を売却する実質的な能力という条件は、その価格変動がキャッシュ・フローと実質的に同等であると考えられ、企業が資産を売却するための顧客探しに多大な作業を行う必要がないことを確保することを意図している。したがって、「実質的な能力」の概念が意図しているのは、企業が資産又は資産グループを現金又は現金同等物と交換できる市場があり、企業が契約上の手段又は他の手段によって資産又は資産グループの売却が制限されていないということである。
27. 企業が資産（又は資産グループ）を、価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする事業活動において保有している場合には、企業の実質的な能力というこの条件は通常満たされるであろうと ASBJ は推定している。そうでなければ、企業は、こうした事業活動を行うことはないからである。したがって、ASBJ は、資産又は資産グループが区分-III を分類することは極めて稀であろうと考えている。

28. さらに、ASBJ は、企業が資産又は資産グループを売却する実質的な能力というこの条件は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で定義されている「活発な市場」の存在が必要となることを意図しているわけではない。資産又は資産グループが売却される市場が活発である場合には、企業は資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有していると想定される。しかし、市場が IFRS 第 13 号の文脈における活発な市場と考えられない場合であっても、企業が自発的な買手探しに多大な活動を行う必要がない場合には、企業は依然として売却する実質的な能力を有すると考えられるであろう。

測定基礎を決定する際のグルーピングのレベル

29. 本ペーパーの第 20 項で述べた原則は、要件の評価を単独の資産に基づくか又は複数の資産のグループに基づいて行うことができることを認識している。これは、企業の財務業績の報告の観点から測定基礎を更新（したがって、未実現損益を認識）すべきかどうかに関する決定を、資産（又は資産グループ）が企業の行う事業活動の過程の中でどのように使用されるのかに応じて、単独の資産か又は資産グループのいずれかに基づいて決定できることを意味する。グルーピングのレベルは、IFRS 第 9 号「金融商品」で説明している「事業モデル」の概念と必ずしも整合的とはならず、むしろ、このグルーピングのレベルは、個々の資産、資産グループ、又は資産と負債のグループのいずれの可能性もある。
30. ASBJ は、複数の資産が企業の事業活動の過程で相乗的に使用される（又は、資産から生じるキャッシュ・フローの相互関連性が高い）場合には、企業の財務業績の報告の観点から測定基礎を検討する際に、こうした資産を全体で検討することが適切であろうと一般的に考えている。但し、ASBJ は、この目的で検討されるグルーピングのレベル（すなわち、測定基礎を決定する際のグルーピングのレベル）は資産の測定を行う際の会計単位と等しいということを意図しているのではない。

負債への原則の適用

31. 一般的には資産と負債には異なる特徴があるが、ASBJ は、本ペーパーの第 20 項で述べた資産に適用される原則を負債にも同様に適用できると考えている。
32. ASBJ は、資産と比較して、負債の性質にはいくつか固有の側面があることを認識している。例えば、負債には、以下のような固有の側面がある。
- (a) 多くの場合、負債は、資産又は資産グループを利用するための企業の事業活動を遂行するために必要と考えられること
 - (b) 通常、経営者が負債を第三者に移転できることを妨げる障害があること
 - (c) ほとんどの場合、負債を第三者に移転できる有効な市場がないこと

- (d) 負債の中には、明示された条件がないものがあること
33. 負債の性質（特に、前項の(a)）を考慮に入れ、ASBJ は、負債の測定基礎の検討は、企業が行う事業活動の過程で使用される対応する資産と併せて行うことが適切であることが多いと考えている。例えば、銀行からの借入がトレーディング資産の購入用に調達される場合には、企業のトレーディング事業の性質を反映するように、資産及び負債の測定基礎を整合的な方法で決定することが適切となるであろう。
34. 他方、負債が、資産に対応していない（例えば、本社オフィスビルの購入のために支払う銀行からの借入）場合には、ASBJ は、資産についての原則（本ペーパーの第 20 項で説明）を一般的に負債に適用できると考えている。負債の特徴（本ペーパーの第 32 項(b)及び(c)で説明）を考慮に入れ、ASBJ は、大半の負債については、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を当期中の市場の価格変動を反映するための更新を期末に行うべきではないと考える。これらの稀なケースには、企業がその事業活動の一部として空売りを行う場合が含まれる。
35. 本ペーパーは、測定基礎を当期中の市場における価格変動を反映するために更新すべきかどうかを議論しているだけであり、したがって、市場リスクの影響のみを扱っている。その他のリスク（信用リスクを含む）の影響を更新するかどうかは、別個に検討することを予定している。
36. 本ペーパーの第 31 項から第 35 項で述べた議論に基づき、ASBJ は、負債について以下の原則を提案する。

負債についての原則

負債について、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎は、以下のように決定すべきである。

- (a) 負債が資産又は資産グループと組み合わせて管理されている場合には、企業が当該資産（又は資産グループ）を売却する実質的な能力を有していることを前提として、**負債が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている資産又は資産グループの資金調達に対応している場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない¹¹。

¹¹ 会計基準設定の限界により会計上のミスマッチが生じる場合がある。こうした状況においては当該原則

- (b) 負債が対応する資産又は資産グループと組み合わせて管理されていない場合には、企業が当該負債を移転する実質的な能力を有していることを前提として、**負債を第三者に移転することによって正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として負債が保有されている場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない¹²。

企業が行う事業活動の異なる性質を基準設定において考慮する方法

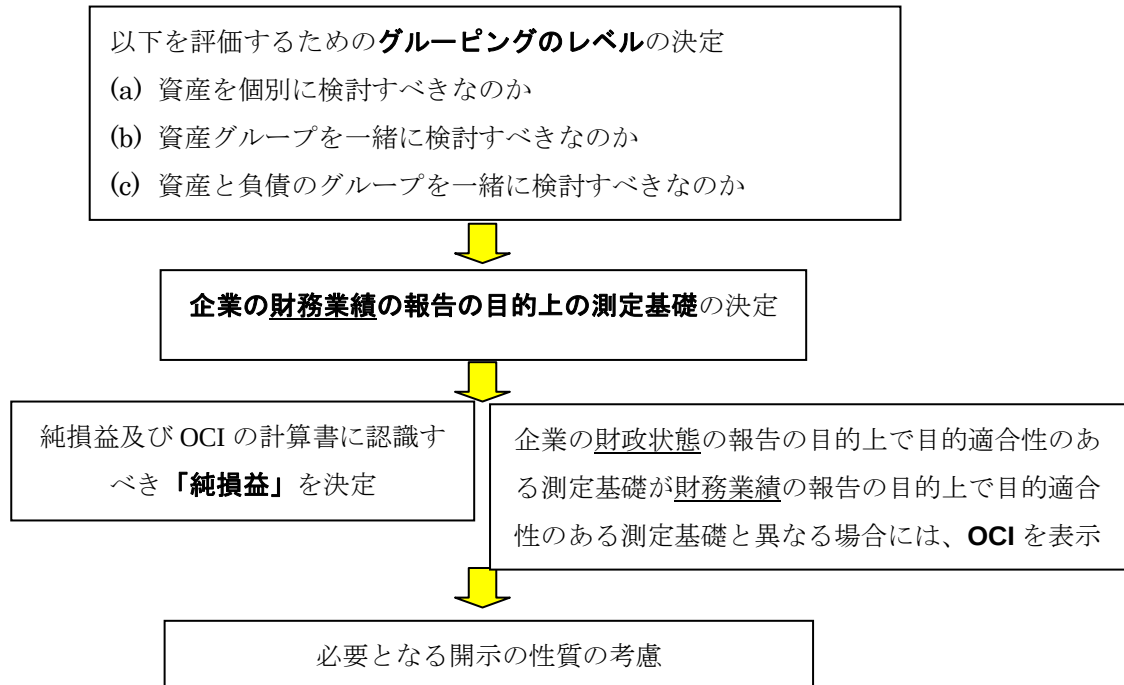
37. 本ペーパーの第 20 項及び第 36 項で述べたとおり、ASBJ は、企業が行う事業活動の性質は、グルーピングのレベル及び企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎（これは純損益及びその他の包括利益の計算書における「純損益」を決定する）を決定する際に特に有用であると考えている。
38. さらに、企業の財務業績の報告のために目的適合性のある測定値が、企業の財政状態の報告のための測定基礎とは異なると考えられる場合には、この 2 つの異なる測定基礎の間を関連付けるために OCI が使用されることになる。
39. 状況に応じては、これらの考慮により、財務諸表に認識される数値の性質（見積りの不確実性の程度を含む）を伝達するための開示要求の必要性が生じるであろう。

への例外が適用されるかもしれない。

¹² 会計基準設定の限界により会計上のミスマッチが生じる場合がある。こうした状況においては当該原則への例外が適用されるかもしれない。

40. この思考プロセスを、以下の図表で視覚的に示すことができる。

図 1： 会計基準設定における主要な考慮事項



41. ASBJ は、前各項におけるこの思考プロセスが、本ペーパーの第 7 項で説明した IASB の暫定決定と矛盾するとは考えていない。しかし、企業の事業活動の性質は、測定基礎の決定に影響を与える可能性があるが、主に表示及び開示の要求事項について検討すべきものであると考える人々がいるかもしれない。このように対立する見解が生じる可能性があることを考慮し、ASBJ は、会計基準設定における首尾一貫性のある判断のためのより強固な土台を提供するように、「概念フレームワーク」がこの影響を明確に記述することを提案する。

V. 結 び

42. ASBJ は、「企業が行う事業活動の性質」という概念は、会計基準の開発にとって非常に有益であると考えている。したがって、ASBJ は、「概念フレームワーク」が、企業の事業活動の 2 つの非常に異なる性質（本ペーパーの第 21 項で例示している。）を分類し記述するとともに、会計基準の開発において、企業が行う事業活動のこうした異なる性質をどのような場合に、また、どのように考慮すべきなのかを明確化すべきと考えている。ASBJ は、これらの事項を示すことが、IFRS における会計上の要求事項の首尾一貫性を高め、それにより、国際的に認められる高品質な財務報告基準のセットの開発に貢献することを期待している。

関連するペーパーにおける関連性のある記述の要約

EFRAG のペーパー

43. 2013 年 6 月に、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、フランスの会計基準設定主体 (ANC)、ドイツ会計基準委員会 (ASCG)、イタリアの基準設定主体 (OIC) 及び英国財務報告審議会 (FRC) と共同で、Bulletin「より適切なフレームワークを求めて：財務報告における事業モデルの役割」を公表した。この Bulletin に対して寄せられたコメントを踏まえ、EFRAG は、フランス ANC 及び英国 FRC と共同で、リサーチ・ペーパー「財務報告における事業モデルの役割」(以下「EFRAG のペーパー」)を 2013 年 12 月に公表した。
44. EFRAG のペーパーは、事業モデルをさまざまな方法で区分できると説明した。これには、以下の方法が含まれていた。
- (a) 事業の活動
 - (b) キャッシュ・フロー生成と価値創出
 - (c) 資産の配置
 - (d) 製品及びサービスの顧客
45. IFRS の基準における事業モデルという概念の現在の使用(明示的であろうと黙示的であろう)及び事業モデルという用語の使い方の理解が異なることを踏まえ、EFRAG のペーパーは、事業モデルが財務諸表において役割を果たしてきており、**事業モデルを考慮すべき状況及び方法に関する要件を会計基準設定主体に与えるように「概念フレームワーク」を改訂すべきである**と結論を下した。予備的な見解として、EFRAG のペーパーは、以下の点で事業モデルの概念が役割を果たすと識別した¹³。
- (a) 認識
 - (b) 測定
 - (c) 表示及び開示
46. さらに、EFRAG ペーパーは、どのように、価値が創出され、キャッシュ・フローが生成されるのかが最も重要な要因であり、「キャッシュ・フロー変換サイクル」は極めて

¹³ 例えば、EFRAG ペーパーの 5.22 項から 5.29 項参照。

重要な考慮事項である述べた¹⁴。さらに、EFRAG のペーパーは、ある事業モデルを他の事業モデルと差別化して異なる会計処理を正当化する属性を識別した。これには、以下のものが含まれていた。

- (a) 活動サイクルの長さ
- (b) インプットがどのように使用されるのか
- (c) アウトプットをどのように使用してキャッシュを生成するのか
- (d) 当該活動に関連するリスクの種類
- (e) キャッシュ・フローの生成の確実性の程度
- (f) 資本集約度

ASBJ のペーパー

47. ASBJ は、「純損益／その他の包括利益及び測定」と題したペーパー（以下「ASBJ のペーパー」）を、2013 年 12 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の会議での議論のために提出した。企業が行う事業活動についての議論に関して、ASBJ のペーパーは以下のことを提案した。

- (a) 純損益は、**ある期間における企業の「事業活動」**に関する不可逆な成果にすいての包括的（all-inclusive）な測定値を表すべきである¹⁵。
- (b) 「企業の事業活動に関する不可逆な成果」という語句は、**企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされることろまで減少すること**を意味する。
- (c) 「**企業の事業活動の成果**」という概念は、**企業の当初の期待に応じて異なる可能性がある**¹⁶。その相違を説明する際に、当該ペーパーでは、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有される負債証券に対する投資と、トレーディング目的で保有される投資との相違を対比した。

48. 当該ペーパーにおいて、ASBJ は、資産の目的適合性のある測定基礎は、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかを基礎として決定すべきであり、負債の目的適合性のある基礎は、主に、それらには明示条件があるのかどうか、それらがどのように決済されるのかを基礎として決定すべきであるという DP に示されてい

¹⁴ 例えば、EFRAG のペーパーの 3.37 項及び 3.38 項参照。

¹⁵ ASBJ のペーパーの第 18 項参照。

¹⁶ ASBJ のペーパーの第 25 項参照。

た IASB の予備的見解に対する全般的な支持を表明した。

Linsmeier 博士のペーパー

49. 2014 年 3 月に、ASAF は、FASB 理事の Thomas J. Linsmeier 博士が執筆した「財務業績計算書での表示の改訂モデル：測定に対して生じる可能性のある含意」と題したペーパー（以下「Linsmeier 博士のペーパー」）を議論した。Linsmeier 博士のペーパーは、とりわけ、損益計算書の観点から、公正価値情報の目的適合性は、資産又は負債の性質及びそれが事業の中でどのように使用されているのか又は使用できるのかによって決まるという主張を述べた¹⁷。
50. この主張は、以下の考え方を基礎としている。
- (a) 未実現利得・損失の情報が意思決定に有用である（すなわち、目的適合性がある）のかどうかは、主に、資産が売却される可能性が高いのか、又は満期若しくは耐用年数終了よりも前に移転される可能性が高いのかによって決まる。
 - (b) 資産又は負債が売却されるか又は満期若しくは耐用年数終了よりも前に移転される可能性は、次のことに左右される。
 - (i) 経営者が耐用年数終了又は満期よりも前に資産を売却するか又は負債を決済することへの阻害要因があるかどうか
 - (ii) 経営者が資産の売却又は負債の移転を行えることを妨げる障害があるかどうか
 - (c) 経営者が満期又は耐用年数終了よりも前に資産を売却することへの阻害要因を生じさせるか、あるいは、それを不可能にする要因には、次のものが含まれる。
 - (i) 資産は、売却することが経済的に賢明とならない方法で内部で使用されているのかどうか（すなわち、**資産が、事業への価値創出のために他の資産と一緒に（相乗的に）使用されている**）、あるいは、資産が単独で使用されている場合には、**当該資産の置き換えが困難で企業がそれなしには事業から撤退することになるのかどうか**
 - (ii) 資産を容易に売却又は交換できる（例えば、移転できる市場が存在している）のかどうか
 - (d) 経営者が満期前に負債を移転することへの阻害要因を生じさせるか、あるいは、それを不可能にする要因は、移転に対する法的制限があるのかどうかであり、そ

¹⁷ Linsmeier 博士のペーパーの第 16 項参照。

れない場合には、負債を移転できる利用可能な市場があるのかどうかである。

FRC のペーパー

51. 英国 FRC の Roger Marshall 氏と Andrew Lennard 氏は、2014 年 6 月の ASAF 会議にペーパー「収益と費用の報告及び測定基礎の選択」を提出した。FRC のペーパーでは、事業モデルを以下の区分に分類することを提案した¹⁸。

- (a) **「付加価値」事業**。企業は、供給者及び従業員からのインプットを獲得し、何らかの種類のプロセスの後に通常は財及びサービスを顧客（収益は彼らから得られる）に提供するために当該インプットを使用する（例えば、小売業者、製造業者、サービス提供者、商業銀行により使用されるもの）。
- (b) **「価格変動」事業**。企業は、価値の変動から生じる利得から便益を得るために、資産（及び負債である場合がある）を取得する（例えば、コモディティ・ディーラー、投資ファンド、いくつかの他の金融活動により使用されるもの）。

52. FRC のペーパーは、**異なる事業モデルの中で保有される資産及び負債に異なる測定基礎を適用する**ことを提案した。特に、当該ペーパーでは、原価を基礎とした測定基礎は一般的に、付加価値事業の中の資産及び負債に適用すべきであり、現在市場価格は一般的に、価格変動事業の業績を評価するために価格変動事業における資産及び負債について使用すべきであると説明している。

¹⁸ 例えば、FRC のペーパーの 2.2 項参照。